

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

令和3年11月19日閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき国において編成された令和3年度補正予算計上の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」が、12月20日に成立したことを受け、実施するものです。島田市におきましても11月議会において補正予算を計上いたします。

詳細は下記のとおりです。

記

1 制度の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する。

2 対象者

(1) 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

(2) (1)のほか、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）
島田市 合計 8,550世帯（見込み）

3 給付額 1世帯当たり10万円

4 実施主体 市町村（特別区を含む）

5 事業費
給付金 855,000千円（@100,000円×8,550世帯）
事務費 37,914千円
合 計 892,914千円

6 経費負担 給付事業費及び事務費は、国が補助（10/10）
※令和3年度国補正予算：14,323億円

7 今後のスケジュール（予定）

12月21日 11月市議会定例会 補正予算計上
12月21日以降 市HP等により広報（随時更新）
1月下旬 システム導入
1月下旬以降 個別通知発送（住民税非課税世帯等）
確認書受理開始（住民税非課税世帯等）、申請受理開始（家計急変世帯）
2月上旬以降 随時支払通知書を送付
// 指定口座へ振込